

【民法】

問題1 以下の事実を読み、各設問について、現行民法に基づいて解答しなさい。

〔事実〕

1. Aは、Bに対して金銭債権（以下「本件債権」という）を有していた。本件債権には、譲渡・質入れを禁じる旨の特約（以下「本件特約」という）が付されていた。
2. ところが、Cに対して負っていた金銭債務の履行に苦慮していたAは、Cから強く要請されたこともあり、令和2年5月3日、代物弁済として本件債権をCに譲渡し、同日、その旨を内容証明郵便でBに通知し、その通知は翌日Bのもとに到達した。なお、本件債権の譲渡に際し、Cは、本件債権に本件特約が付されていることを聞かされていた。
3. 他方、Aに対して貸金債権を有する貸金業者のDは、同年6月4日、その貸金債権の強制執行として、本件債権を差し押さえ、その旨の差押命令が翌日Bに送達された。その際、Dは、本件債権に本件特約が付されていることは知らなかった。
4. 同月10日、Bは、上記差押命令の送達を受けたことから、本件債権の債権額に相当する金銭を供託し、その際、AからBへの本件債権の債権譲渡を承諾した。
5. 同年7月3日、Dは、Cに対し、供託金還付請求権の取立権の確認訴訟を提起した。他方、Cも、Dに対し、供託金還付請求権の確認訴訟を提起した。

〔設問〕

小問1 本件債権が売掛金債権である場合について、事実5におけるD・Cいずれの請求が認められるかについて説明しなさい。

小問2 本件債権が預金債権である場合について（Bが銀行である）、事実5におけるD・Cいずれの請求が認められるかについて説明しなさい。

問題2 以下の事実を読んで、各設問について、判例に従って答えなさい。なお、〔事実〕における各出来事の年月日にかかわらず、現行民法に基づくこと。

〔事実〕

平成25年当時、25歳のAは、精神の発達に遅滞があり、6歳程度の知能年齢しかなかった。Aは、父親から相続した本件土地および建物(以下「旧建物」

という)を所有していた。Aには長姉Bと次姉Cがいたが、Aがかかる状態であったので、BがAの身の回りの世話をするとともに、旧建物の管理をし、賃貸に出し、その交渉などをしていたが、そのことについて誰からも苦情が出ることはなかった。

平成30年1月に、旧建物をビル(以下「本件建物」という)に建て替える計画が立てられ、その実施のため、旧建物を取り壊す必要が生じた。旧建物に居住していたDは、Bとの間で交渉を行い、Dは、いったん旧建物から退去し、本件建物の完成後にAから改めて賃貸を受ける旨の合意が成立した。右合意に基づき、平成30年2月20日、Cも臨席のもと、BとDとの間で、Dが自己の署名および捺印をし、BがAの記名および捺印をして、本件建物の賃貸借の予約(以下、賃貸借の本契約を「本件賃貸借」、その予約を「本件予約」という)がされた。本件予約には、本件賃貸借の締結にかかる条項のほか、Aの都合で本件賃貸借が締結できないときは、AはDに200万円の損害賠償を支払う旨の条項(以下「本件損害賠償条項」という)が含まれていた。

平成30年5月1日、Dは旧建物から退去し、翌令和元年8月1日に本件建物が完成した。

一方、Aのために融資が必要となり、Bは本件建物完成前の平成31年4月頃、Dに対し、本件賃貸借の締結を拒む意思を表明し、借入金2000万円の担保として本件建物をEに譲渡した。

これを知ったDは、Bとの間で上記事実を確認するとともに、本件損害賠償条項の行使の可能性を示しつつ、約定通りの賃貸借の実施を主張して交渉を求めてきた。

Bから相談を受けたCは、助言を求めて知り合いのF弁護士を訪ねた。

〔設問〕

小問1 (1) DのAに対する本件損害賠償条項に基づく200万円の請求に備えて、Cの立場でこれを拒絶する手段としてどのような方法が考えられるか、あなたがF弁護士であったとしてCにどのような助言をするか書きなさい。(2) Cが(1)の助言に従ったとして、Dはどのような反論を主張することが考えられるか。また、Dの反論を踏まえて、DのAに対する損害賠償請求が認められるか解答しなさい。

小問2 小問1でのDのAに対する損害賠償請求が認められなかった場合、(1) DがBに対して取り得る手段としてどのようなものが考えられるか。(2) 本問の事情のもとで、(1)のDの主張は認められるか、要件を挙げた上で解答しなさい。